

【水害・地震】

「京都府応急仮設住宅事業マニュアル」を参照（参考資料集に掲載）**■担当班**

調整班、住宅班

■内 容

（総論）

1 応急仮設住宅供与の前提とすべき事項

（賃貸型応急住宅編）

【平常時からの準備】

- 1 実施要綱案の作成
- 2 関係機関との協力体制の構築
- 3 関係機関の役割分担の設定
- 4 府対応業務体制の整理

【災害発生後から制度開始まで】

- 1 制度実施に係る初動対応
- 2 制度実施に係る体制の整備

【制度開始後から半年から1年】

- 1 制度関係（制度の見直し・各種マニュアルの整備等）
- 2 相談対応（相談体制の整備）
- 3 申請・契約処理
- 4 被災者管理

【制度終了1年前から】

- 1 制度関係（期間延長の検討等）
- 2 相談体制の継続
- 3 再契約処理
- 4 退去処理

(建設型応急住宅編)

【平常時からの準備】

- 1 役割分担・連絡体制
- 2 想定必要戸数に応じた建設候補地の確保
- 3 標準仕様の設定
- 4 建設事業者等との協定・発注準備
- 5 コミュニティ・要配慮者への配慮方針
- 6 定期的な情報更新・事前訓練等の実施

【災害発生後から制度開始まで】

- 1 初動（発災当日から数日）
- 2 必要戸数の推計と要請
- 3 建設事業者等との協定・発注準備
- 4 用地の確定
- 5 発注工程・仕様の確定
- 6 資材不足等への対応
- 7 建設の進捗管理、検査、引き渡し等
- 8 瑕疵対応、維持保全・メンテナンス、追加工事対応等
- 9 撤去等
- 10 個人情報の管理